

改正案	現行
<p>（短期投資法人債の発行の要件）</p> <p>第九十二条 法第九十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定資産（令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第一号において同じ。）の取得に必要な資金の調達</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 法第九十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 四（略）</p> <p>3 法第九十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 いずれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三</p>	<p>（短期投資法人債の発行の要件）</p> <p>第九十二条 法第九十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定資産（令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第二号において同じ。）の取得に必要な資金の調達</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 法第九十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付を取得していること。</p> <p>二 五（略）</p> <p>3 法第九十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から前項第一号に規定する格付を取得していること。</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p>

号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

二 いずれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月未満の日とする確定期限の定めがあること。

4 前項において、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。

イ いずれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投資法人債をいう。ロ及び次項において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

ロ いずれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月未満の日とする確定期限の定めがあること。

4 前項第二号イ及びロにおいて、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。